

長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針

平成 25 年 6 月 25 日 25 建企第 200 号

本運用指針は、長崎県が発注する建設工事において実施する施工体制確認型総合評価落札方式(以下「施工体制確認型」という)により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。

1 一般的事項

施工体制確認型総合評価落札方式の実施にあたっては、長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領(以下「施工体制確認型試行要領」という)及び本運用指針によるものとする。

2 施工体制確認型の評価の方法

(1) 施工体制確認型の評価点は、以下の算定方法により算定する。(図-1・表-1 参照)

① 施工体制評価点(β)

施工体制評価点は、評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)するものとする。

② 技術提案に対する加算点(施工体制評価後)

施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、施工体制評価前の技術提案に対する加算点に付与された施工体制評価点の満点に対する割合($\beta/30$)を乗じた点数とする。

③ 技術提案以外の加算点

技術提案以外の加算点については、施工体制評価後の補正は行わない。

3 追加資料の提出

(1) 施工体制確認型試行要領5(2)の追加資料提出者は、別紙-1とあわせて、追加資料として表-2に記載した各様式を、4条(1)の通知日の翌日より起算して4日以内(休日を除く)に提出しなければならない。

(2) 提出の方法は、持参または郵送(一般書留または簡易書留に限る)とする。

(3) 追加資料各様式の記載要領は、低入札価格調査資料及び施工体制確認型総合評価落札方式追加資料作成要領によるものとする。

(4) 追加資料提出者は、別紙-2により、追加資料の提出を行わない旨を申し出ることができる。

4 聴取り調査の実施

(1) 施工体制確認型試行要領6(1)の規定により、契約担任者は、聴取対象者に対し、追加書類等の提出期限及び聴取り調査の日時・場所等を、「特定調達契約該当工事の開札結果等の通知について」による開札結果通知書(様式第1号)より通知する。

(2) 聴取り調査は、3(1)の追加資料の提出日の翌日より起算して5日以内(休日を除く)に行うものとする。

(3) 聴取り調査に当たって聴取対象者が参加させることができる者は、配置を予定している技術者を含む3名以内とする。

(4) 聴き取り調査は、「追加資料」・「工事費内訳書」・「技術提案資料」等に基づいて施工体制の審査を行うが、聴取り調査時において明確な説明・証明に必要と思われる資料は、全て持参し契約担任者の求めに応じて提出しなければならない。

5 施工体制の確認に係る審査方法

施工体制の確認に関する審査は、長崎県総合評価落札方式(標準型)試行要領5に基づく技術資料、聴取り調査の結果および追加書類等に基づき、次の各号に掲げる項目に

ついて、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

また、聴取り調査は原則として提出した資料（追加資料・工事費内訳書・技術提案資料等）をもとに説明を行うこと。提出した資料以外の資料で明確な説明・証明が可能であればヒアリング実施者の了解のもとで提示することができる。資料を持参しない場合、提示できない場合及び提示された資料が明確な説明・証明になっていない場合等については施工体制評価点を加点しない。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において設計図書等において求める要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が確実に実現できると認めるときは、施工体制評価点を与えるものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが設計図書等において求める要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、工品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか。
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

(4) 見積書等との関連性

上記(2)及び(3)の確実な実現のために必要な経費が計上されているか、工事費内訳書等を審査する。また、関連資料との整合性を審査する。

- ① 当該価格で入札した理由が妥当であり、関連資料と整合するか。
- ② 必要経費の計上が的確であり要求要件及び技術提案の実現が可能と認められるか。

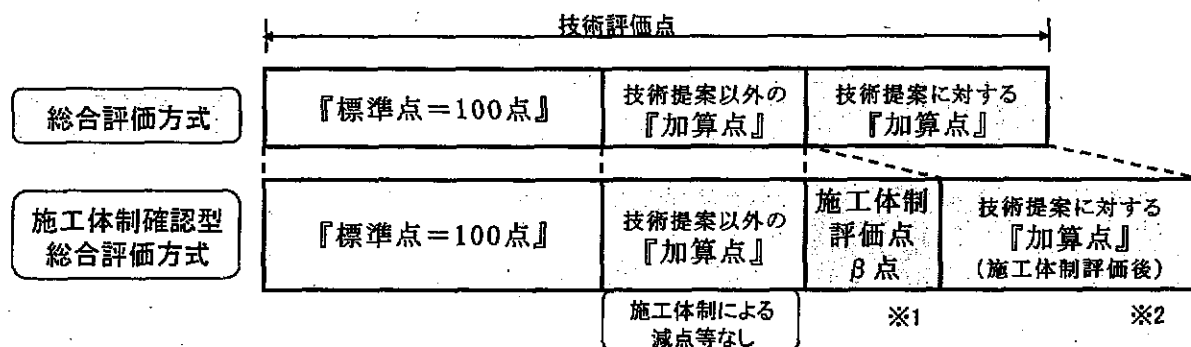
6 追加書類等の不備等

施工体制確認型試行要領第9条の(1)の規定の無効となる要件とは、表-3によるものとする。

7 施行期日

この運用指針は、平成25年7月1日から適用する。

図－1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方



- ※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
 評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
 それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。
- ※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}
 に付与された施工体制評価点の満点に対する割合($\beta/30$)を乗じた点数・・・(施工体制評価前の)技
 術提案に対する加算点 $\times \beta/30$ 注1)技術提案に対する加算点

表－1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保 の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制 確保の 確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-2 追加資料一覧（施工体制確認型）

様式番号	名称	要領第7条 の対応状況
様式1	当該価格で入札した理由	(4) - ①
様式2-1	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①	(4) - ②
様式2-2	積算内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②	(4) - ②
様式3	コスト縮減額調書	(4) - ①
様式4	下請予定業者等一覧表	(3) - ①
様式5	配置予定技術者名簿	(3) - ③
様式8-1	手持ち資材の状況	(3) - ②
様式8-2	資材購入予定先一覧	(3) - ②
様式9-1	手持ち機械の状況	(3) - ②
様式9-2	機械リース元一覧	(3) - ②
様式10-1	労務者の確保計画	(3) - ②
様式10-2	工種別労務者配置計画	(3) - ②
様式11	建設副産物の搬出地	(2) - ①
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	(2) - ①
様式13-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)	(2) - ③
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)	(2) - ③
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)	(2) - ③
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)	(2) - ②
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)	(2) - ②
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設設置計画)	(2) - ②
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)	(2) - ②
様式16-1	施工体制台帳	(3) - ①
様式16-2	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	(3) - ①
様式18-1	積算内訳書(兼)下請予定業者等確認調書①	(4) - ②
様式18-2	内訳書に対する明細書(兼)下請予定業者等確認調書②	(4) - ②

* 追加資料の提出に際して、別紙-1を表紙として添付すること。

表－３ 追加資料等に係る入札無効要件

番号	区分	枝番号	入札を無効とする具体的要件
1	未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む)	(1)	資料の全部又は一部が提出されていない場合
		(2)	求められた資料とは無関係な書類である場合
		(3)	他の工事の資料である場合
		(4)	白紙である場合
		(5)	資料に代表者(年間委任状により委任を受けた者の印を含む。)の押印がない場合
		(6)	資料が特定できない場合
		(7)	他の入札参加者の様式等を入手し、使用している場合
2	記載すべき事項が欠けている場合	(1)	求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合
		(2)	入札説明書及び競争参加確認通知書に指定された項目を満たしていない場合
3	添付すべきでない書類等が添付されていた場合	(1)	他の工事の関係資料等、無関係な資料が添付されていた場合
4	記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
		(2)	発注件名に誤りがある場合、又は記載がない場合
		(3)	提出業者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
5	記載された内容及び聴取り調査の結果、不備が認められる場合	(1)	入札説明書等に記載された要求要件を実現できるか確認できない場合(確認できる資料が不足している場合)
		(2)	記載内容に不備がある場合
		(3)	記載内容と聴取り内容において整合性が図れていない場合
		(4)	各様式間において整合性が図れていない場合
6	すべての資料が未提出の場合	(1)	指定の期日までに全ての資料が提出されない場合
7	聴取り調査の対応	(1)	聴取り調査に応じない場合
		(2)	配置予定技術者が聴取り調査に参加しない場合 (申請された配置予定技術者が複数の場合は、発注者が指定する1名がヒアリングに参加しない場合。)
		(3)	指定の時刻までに聴取り調査出席者が集まらず聴取り調査ができない場合

*誤字等の軽微な誤り、添付資料等の欠落は無効としない

別紙－1

施工体制確認型総合評価に係る聴取り調査のための追加資料の提出について

平成 年 月 日

様

共同企業体の名称：

代表構成員住所

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員住所

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員住所

商号又は名称

代表者氏名

印

施工体制確認型総合評価に係るヒアリングのための追加資料を下記のとおり提出します。
なお、下記の追加資料については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事名 ○○○○第○○○○○○○○-○○○号
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事
- 2 公告日 平成○○年○○月○○日
- 3 追加資料 様式1、様式2-1、様式2-2、様式3、様式4、様式5、
 様式8-1、様式8-2、様式9-1、様式9-2、
 様式10-1、様式10-2、様式11、様式12、様式13-1、
 様式13-2、様式13-3、様式14-1、様式14-2、
 様式14-3、様式14-4、様式16-1、様式16-2、
 様式18-1、様式18-2

別紙－２

施工体制確認型総合評価に係る聴取り調査のための追加資料の提出辞退届

平成 年 月 日

様

共同企業体の名称：

代表構成員住所

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員住所

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事について、施工体制確認型総合評価落札方式に係る聴取り調査のための追加資料の提出通知がありましたが、都合により提出できないので長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領５（２）の規定に基づき本紙を提出します。

記

- 1 工事名 ○○○○第○○○○○○○○－○○○号
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事
- 2 公告日 平成○○年○○月○○日